



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年9月10日金曜日 第240号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）...1105
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）...1105
 保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....（森林整備課）...1107
 保安林の指定.....（ " ）...1107
 保安林の指定の解除.....（ " ）...1107
 解除予定保安林.....（ " ）...1107
 道路の供用開始（県道上分三島線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1108
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1108
 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）...1108

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....（土木管理課）...1108

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1108

告 示

○愛媛県告示第1110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マック東予調剤薬局	西条市北条1594番地	株式会社 大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局（育成医療・更生医療）	令和3年9月1日
たちばな薬局	今治市立花町一丁目10番3号	株式会社 たちばな	今治市立花町一丁目10番3号	代表取締役 西原 宏美	薬局（育成医療・更生医療）	令和3年9月1日

○愛媛県告示第1111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ久万ノ台店・ダイソー久万ノ台店
松山市久万ノ台320番地1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サニーオフィス

- 高知県高知市山手町81番地
代表取締役 濱田 正
株式会社サニーマート
高知県高知市山手町81番地
代表取締役 中村 彰宏
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
株式会社つるや
松山市湊町三丁目8番12号
代表取締役 鶴田 直丈
 - 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年3月15日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 2,111平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
95台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
132平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
11 2立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ
24時間
株式会社つるや
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和3年8月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1112号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ東大洲店
大洲市東大洲1125番 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年5月1日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,441平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
60台
 - イ 駐輪場の収容台数
13台
 - ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.95立方メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和3年8月31日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1113号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町五百木1626
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
五百木1626（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1114号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市平野町野田乙922の1、乙923の1、乙926の1、1555の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1115号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所
松山市猿川甲127、甲130の1、甲134、甲135、甲136の1、甲136の2、甲137、甲139の1、甲140、甲142、甲143、甲152、乙5の37、乙5の117、乙11の1、才之原乙220
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
猿川甲130の1・甲134・甲135・甲140・甲142・甲143・甲152・乙5の117（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
越智郡上島町岩城6376の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
越智郡上島町岩城6376の2
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1117号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町高茂3の5から3の7まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上分三島線	四国中央市妻鳥町字井添池口1963番1地先から 同町同字1962番4まで	令和3年9月10日

○愛媛県告示第1119号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-31)第13193号	平成31年4月30日	(有)角田塗装工業	角田 眞吾	松山市清住1-6-21	令和3年8月4日	建築工事業 防水工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第9301号	平成28年12月8日	(株)松山新建材センター	本田 浩二	松山市山西町28-3	令和3年8月23日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-29)第15148号	平成29年10月9日	山内設備工業所	山内 清文	松山市清水町1-8-14	令和3年8月27日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、緑僧都土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年9月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第二別館5階 第7会議室）
- 試験の日時
令和3年11月12日（金）午前10時
- 受験願書の提出期間
令和3年10月6日（水）から15日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
愛媛県土木部土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年9月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,146,467
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,930
 - 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,309
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,223	14,408
南宇和郡	18,229	6,077
松山市・上浮穴郡	435,231	139,206
今治市・越智郡	137,328	45,776
宇和島市・北宇和郡	74,576	24,859

八幡浜市・西宇和郡	36,370	12,124
新居浜市	98,742	32,914
西条市	90,375	30,125
大洲市・喜多郡	49,544	16,515
伊予市	30,837	10,279
四国中央市	72,214	24,072
西予市	31,683	10,561
東温市	28,115	9,372